

(第2号様式)

体育施設使用(変更)許可書

年 月 日

様

三重県立

学校長

年 月 日付で申請のあった体育施設の使用(変更)については、下記のとおり許可します。

記

使用施設		
使用目的		
使用日時		
照明設備 使用時間		
1時間あたりの使用料	体育施設 円/時間	照明設備 円/時間

(条件)

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県教育委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。